

女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則

平成13年4月20日
女性に対する暴力に
関する専門調査会

（調査会の運営）

第1条 女性に対する暴力に関する専門調査会（以下「調査会」という。）の議事の手続その他調査会の運営に関しては、法令及び男女共同参画会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（調査会の招集）

第2条 調査会は、会長が招集する。

（委員の欠席）

第3条 調査会に属する議員又は専門委員（以下「調査会委員」という。）が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第4条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。

2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

（議事要旨）

第5条 会長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

（議事録）

第6条 会長は、当該調査会の議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後これを公表する。

（会長代理）

第7条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。